

平成26年度に重点的に取り組む事項

(1) 次期の障害福祉計画（第4期計画）の策定

- ・本年度より施行されている総合支援法や国の第3次障害者基本計画、障害福祉計画の基本指針に基づくとともに、第3期計画の進捗状況や新たな課題、市民のニーズと意向をふまえて、平成27年度～29年度までの第4期計画を策定します。

(2) 基幹相談支援センターの推進

- ・基幹相談支援センターを設置するよう、機能や体制などについて検討を行います。
- ・基幹相談支援センターでは、相談しやすい窓口を設置するとともに、関係機関・団体・事業者等との連携の強化や新たなサービス開発などをすすめながら支援困難ケースなどへの対応を行っていくことが求められます。また、これらの取り組みの成果を集約・蓄積し、相談支援全体の支援のレベルアップを推進していくことも重要であり、基幹相談支援センターだけでなく委託相談支援事業所等を含む相談支援のあり方を検討し、第4期計画に反映します。

(3) 計画相談支援・障害児相談支援の推進

- ・計画相談支援・障害児相談支援（サービス等利用計画の作成・モニタリングなど）を拡充するため、指定特定相談支援事業所等の設置を、障害福祉サービスを提供している事業者等に呼びかけて推進します。
- ・相談員のスキルアップを支援するため、市でも実務面を重視した研修を行うとともに、自立支援協議会のサブワーキングとして指定特定相談支援事業所等の連絡会を設置し、研修やスーパービジョン等を実施します。

(4) 自立支援協議会の充実

- ・各部会の主幹担当者等が参加する拡大事務局会議の開催などにより、事務局機能を充実するとともに、各部会・ワーキング等の連携を強化し、一体的な運営を推進します。
- ・各部会・ワーキング等を含めた取り組みを市民や関係者等に広く周知するため、ホームページ等を活用した情報発信を推進します。
- ・相談支援の適正な実施を確保するため、自立支援協議会において相談支援事業やサービス等利用計画のチェックを行う機能を検討します。

(5) 地域生活を支えるサービス等の推進

- ・総合支援法の施行にともない、グループホームや重度訪問介護などのしくみが変更されたことをふまえて、これらのサービスを推進していくための方策を検討し、第4期計画に反映して推進を図ります。また、新たに障害者の範囲に加えられた難病の人への居宅サービス等の推進についても検討します。
- ・入院時コミュニケーション支援事業の実施に向けて、事業化を推進します。
- ・その他の地域生活を支えるサービスについても、拡大を図っていくよう推進します。

(6) 障害児支援の推進

- ・あかつき・ひばり園が指定管理制度に移行することをふまえて、これまでの蓄積を的確に継承していくための連携や支援を行います。また、連携・支援の今後のあり方などについて、第4期計画に盛り込む事項などの検討を行います。
- ・自立支援協議会の障害児部会を立ち上げていくよう、関係機関・団体等と連携して検討をすすめます。また、学齢期における福祉と教育なども含めて、連携を広げていくよう取り組みます。
- ・本年度に検討を行ったサポート手帳を普及・活用するよう推進します。

(7) 発達障害者支援の推進

- ・自立支援協議会に設置した発達障害児者支援プロジェクトチームにおいて、研修の実施、サポート手帳の活用、大人の発達障害や社会的ひきこもりへの支援の検討・推進などの取り組みを推進するとともに、第4期計画に向けた検討を行います。

(8) 災害時の避難支援の推進

- ・本年度に改訂した寝屋川市地域防災計画に基づき、地域との連携や個別支援計画での対応などもふまえた支援体制づくり、福祉避難所・一般避難所における具体的な対応方策の検討などを推進します。
- ・緊急時における医療や服薬支援を的確に行っていくよう、携帯型の救急医療情報カードの作成などを推進します。そうしたツールなども活用し、当事者が主体的な意識をもって自ら発信し、地域ともつながりをもって防災に取り組めるよう推進します。